

2017年6月

東京大学アントレプレナープラザ共用インキュベーション室利用者 募集要項

東京大学産学協創推進本部

1. 東京大学アントレプレナープラザ共用インキュベーション室

東京大学アントレプレナープラザ共用インキュベーション室は、本学の役員、教職員又は学生が行った研究・教育成果を広く社会還元することを目指す個人又は法人等に対して、起業準備及び新規事業推進のための環境を提供する施設です。起業準備の段階からインキュベーション支援を行うことで事業展開を円滑化し、新規事業の発展を図ります。

[支援の内容]

- 起業準備及びスタートアップのための共用オフィススペースの提供
- 東京大学アントレプレナープラザ内共用会議室の提供
- 共用無線LANを通じたインターネットへのアクセス提供（但し、トラフィック量が多く、他の利用者に支障をきたす場合は、共用無線LANの使用を停止し、利用者の費用負担にて別途ネットワークを設置して頂きます）
- 配送された郵便物を保管するメールボックスの提供
- 共用のプリンタ複合機の使用（有料）
- 事業化推進のための相談受付
- 東京大学所属研究者の紹介や共同研究等のアレンジメント
- 会計、税務、法務、人材募集等の各種専門家の紹介
- 投資家や専門家、業務提携見込先等への事業説明会等ネットワーキングの機会の提供

2. 応募要件等

(1) 応募の対象

次に掲げる、本学の役員、教職員又は学生が行った研究・教育成果の実用化、社会還元を目的として法人を設立しようとする個人又は設立された法人を対象としています。

- ① 本学の役員、教職員が行った研究成果を特許等のライセンス契約や共同研究契約等によって実用化、社会還元するために設立されて5年以内の法人
- ② 本学の役員、教職員が兼業によって研究成果の実用化、社会還元に関与する設立後5年以内の法人
- ③ 本学の役員、教職員が行った研究成果の実用化、社会還元を目指す個人で1年以内に法人化を予定している者
- ④ ㈱東京大学エッジキャピタルが出資する設立後5年以内の未上場法人

- ⑤ 本学における研究・教育成果の実用化、社会還元を目指して本学の学生が在学中あるいは卒業後 2 年以内に設立した設立後 5 年以内の法人
- ⑥ 本学在学中の学生あるいは卒業後 2 年以内の個人で、1 年以内に起業を予定している者
- ⑦ 他の東京大学産学協創推進本部関連インキュベーション施設を利用中の未上場法人

(2) 共用インキュベーション室の利用条件

東京大学アントレプレナープラザ内の一室（205 号室、58 m²）を複数のベンチャー企業又は個人で共有します。

- 共用インキュベーション室内には 16 名分の利用可能デスクがあり、申請された利用デスク数分の机、椅子及び書類保管用ロッカーを専有利用が可能です。
- 利用デスク数の 2 倍の人数までの利用者が、共用インキュベーション室を利用することができます。

(3) 利用可能日

特別な事情がない限り年中 24 時間利用が可能です。

(4) 利用期間

原則 1 年間とします。ただし、利用期間延長の申出があり、審査委員会が利用延長を許可した場合には 1 回（1 年間）を限度とする利用期間の延長を認める場合があります。（別途申請が必要：利用期間は原則として最長 2 年を目安とします。）

また、3 か月ごとに産学協創推進本部による事業進捗についてのヒアリングを実施致します。

(5) 利用料等

利用料：月額 19,800 円/デスク

共益費（セキュリティシステム、水道光熱費、共用無線 LAN 回線利用料、共用部分の利用料、会議室利用料（時間上限有））は上記利用料に含まれます

共用プリンタ複合機利用料、無料時間上限超過分の会議室利用料については、別途実費を徴収いたします。

(6) その他

- 利用者が法人の場合、本社所在地として登記する場合には、事前に産学協創推進本部（下記、7.）まで届け出て下さい。
- 専用の電話回線、インターネット回線の利用を希望する場合には利用者負担による工事が必要です。

- 居室内での実験は禁止します。
- 入居後に利益相反委員会から利益相反の指摘を受けた場合には、退去をお願いする場合があります。
- その他、施設の利用に関しては、産学協創推進本部（下記、7.）へお問い合わせください。

3. 利用者の決定

(1) 審査委員会

利用者の選考は別に設置する審査委員会において行います。

(2) 選考プロセス

選考に当たっては、下記の三つの観点の基本とし、申請者及び申請者により実用化される研究を行った本学教職員等の実用化への意思、申請者の経営能力や信頼性、事業計画を基にした産業界への影響度や商業的な成功の見込みなどを勘案して総合的に判断します。

- 1) 大学全体にとってのメリットが明確であること。例えば、東京大学機関帰属の知的財産等（特許等）を活用する（東京大学 TLO 経由）ことで、ロイヤリティー収入等がもたらされるなど。
- 2) インキュベーションの必要性（事業運営面、資金面等）が高い事業であり、ハンズオン支援の効率上、インキュベーション・サービス利用の価値も高いと認められること。
- 3) 短期間で、事業化可能性追求の価値を判断できること。

① 提出書類

選考のための提出書類は以下のとおりです。ご提出いただいた書類は返却されませんので、あらかじめご了承ください。

- 申請書（事業計画書、資金計画表を含む）
- 申請者／代表者経歴書及び参加メンバー経歴書
- 株主名簿（個人の場合は出資予定者を記載）
- （個人での申請の場合のみ）起業宣誓書（「実用化、社会還元への抱負と意気込み」を A4 で 1 枚程度）
- 本学の役員、教職員の推薦書（申請者／代表者が本学在学中の学生の場合）
- その他添付書類（法人の場合：登記簿謄本、定款、直近 3 期分の決算書、直近月の残高試算表、その他事業の概要が分かるパンフレット等）

② インタビュー

産学協創推進本部スタッフから、提出書類の内容や現在の状況について直接インタビューさせていただく場合があります。提出書類の作成段階でのご相談にも応じます。

③ 審査

審査委員会は、原則として上記①②の提出書類及びインタビューに基づいて審査を行いますが、必要に応じて申請者本人によるプレゼンテーションを求める場合もあります。

審査委員会は利用申請の状況をみながら、随時開催いたします。

(3) 選定の可否は委員会の決定が下り次第、申請者へ通知いたします。

(4) 利用開始手順

審査委員会による決定の通知後、ご提出いただいた資料は共用インキュベーション室の所有者である㈱成信にも提示されます。その後、原則として別紙の「利用条件」記載の契約内容や条件に従ったインキュベーション・サービス利用契約を㈱成信との間で締結して頂き、共用インキュベーション室の利用開始が可能となります。

4. 事業化進捗状況の報告

共用インキュベーション室の利用者には、㈱成信との間でインキュベーション・サービス利用契約を締結すると同時に、東京大学との間で「事業化支援等に係る覚書」を締結して頂きます。

上記覚書に基づき、共用インキュベーション室の利用者は、原則として最低三カ月に一回、事業化の進捗状況等を産学協創推進本部に報告していただきます。

なお、事業の実施状況等に関する情報については、上記覚書に定める秘守義務に基づき、利用者の同意がある場合を除いて、外部に公表することはありません。

5. 申請方法

共用インキュベーション室の利用を希望する法人または個人等は、上記 3. (2) ①の書類を添えて下記 7.へ持参または送付してください。なお、送付する場合は配達証明が可能な方法（配達記録、簡易書留、宅配便等）で申請してください。

申請書類のひな型をご入用の方は、産学協創推進本部（下記、7.）までご連絡ください。

6. 法令遵守

使用に当たっては、消防法、大気汚染防止法、水質汚濁防止法、毒物及び劇物取締法、動物の愛護及び管理に関する法律等の関係法令及び学内諸規程を遵守していただきます。

7. 本件に関する提出先・問合せ先

申請書のご提出、その他ご質問等ありましたら、下記へお問合せください。

東京大学産学協創推進本部

URL: <http://www.ducr.u-tokyo.ac.jp>

住所: 〒113-0033 文京区本郷 7-3-1 東京大学産学連携プラザ

E-mail: eplaza@ducr.u-tokyo.ac.jp

以上